

令和2年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査
調査結果の概要1（公立学校分）

資料1

■ 主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	令和2年度	令和元年度	増減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・高等学校）	8,032件	10,596件	2,564件 減少
いじめの認知件数 （公立小・中・高・特別支援学校）	23,061件	28,245件	5,184件 減少
いじめの解消率			
令和3年3月31日現在の状況	70.5%	77.2%	6.7ポイント 減
令和3年7月20日現在の状況【県独自】	92.1%	94.4%	2.3ポイント 減
公立小・中学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	20,582人	18,345人	2,237人 増加
新型コロナウイルスの感染回避を除く	18,526人		181人 増加
うち小中学校不登校児童・生徒数	14,267人	14,148人	119人 増加
うち新型コロナウイルスの感染回避【新規】	2,056人		
公立高等学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	8,427人	6,516人	1,911人 増加
新型コロナウイルスの感染回避を除く	6,373人		143人 減少
うち高等学校不登校生徒数	2,417人	2,614人	197人 減少
うち新型コロナウイルスの感染回避【新規】	2,054人		
中途退学者数 （公立高等学校）	1,833人	2,354人	521人 減少

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目次

I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 3
III 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 5
IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 8
V 中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 8
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	・・・ 9
VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 12
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 14
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教委）	・・・ 15
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 17
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 19
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 20
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 21
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 22
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 22
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 23

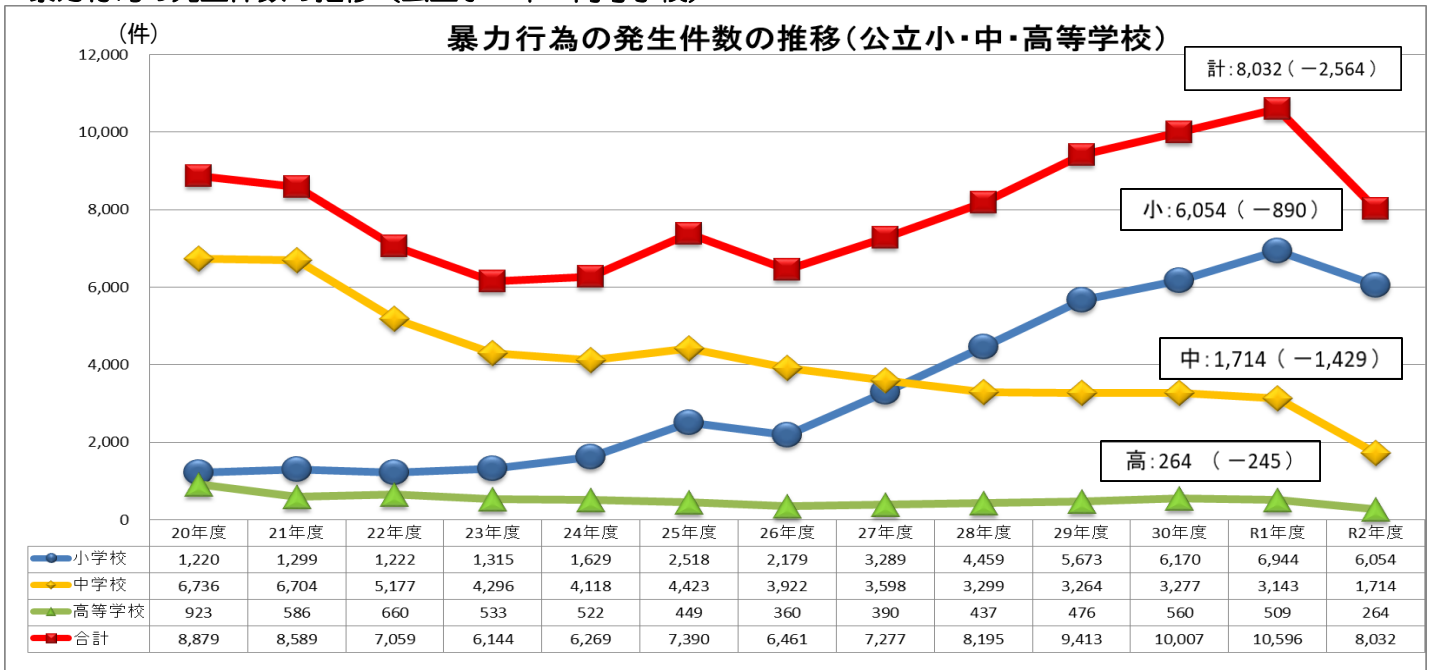
令和3年10月
神奈川県教育委員会

I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）

*暴力行為の定義等は
9ページに記載しています。

暴力行為の発生件数は、全ての学校種で減少しました

暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



令和2年度、公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より2,564件減少し8,032件でした。中でも、小学校の暴力行為が6年ぶりに減少しました。

小学校の低学年では加害児童が増加

今回、学年別の加害児童・生徒数の計上を延べ人数から実人数に変更しました。（※注）

その中で、小学校を学年別にみると、低学年（1・2年）の加害児童の数が増加しています。



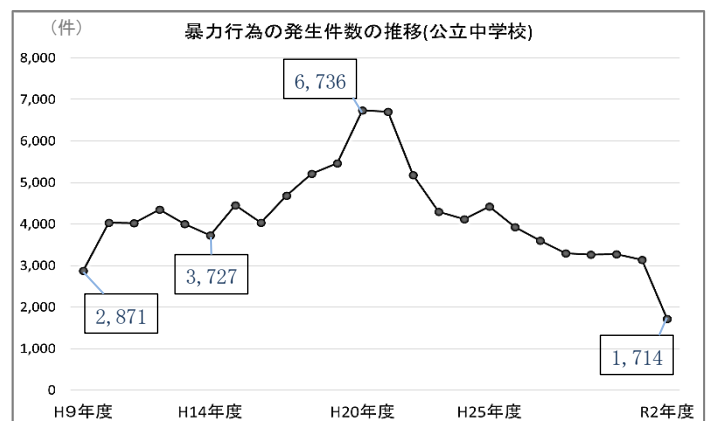
※注：平成30年度、令和元年度は形態別の加害児童・生徒数を合計した延べ人数。令和2年度は実人数。

中学校では件数が過去最少

中学校での暴力行為の発生件数は、平成14年度(3,727件)以降、徐々に増加し、平成20年度(6,736件)をピークに、その後減少し、令和2年度は1,714件となりました。この発生件数は、現行の定義となった平成9年度(2,871件)以降、最も少ないものです。

平成25年度以降の減少傾向については、暴力行為の防止に向け、学校が継続して取り組んできた成果であると考えられます。

また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響が暴力行為の減少につながっているとも考えられます。



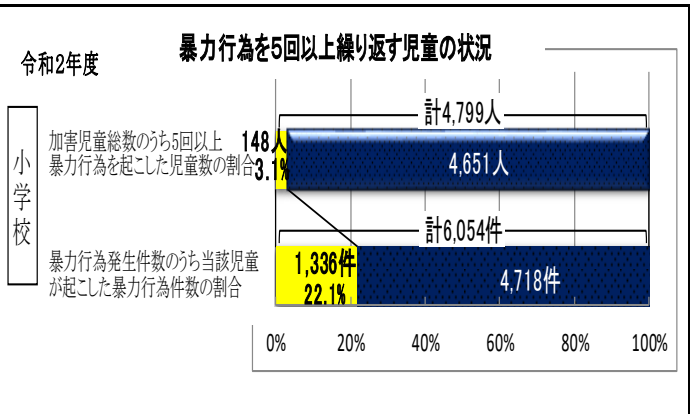
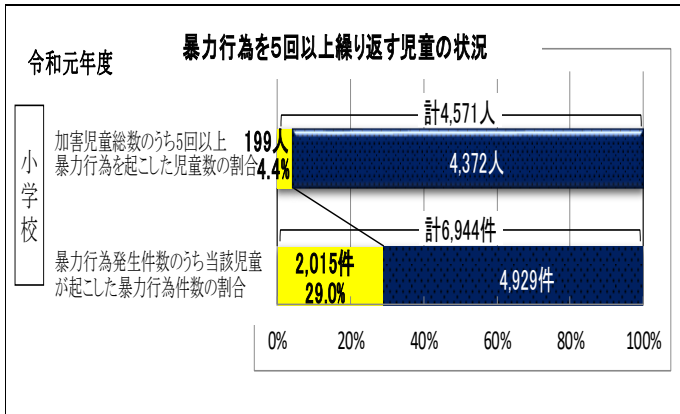
小学校において暴力行為を繰り返す児童の人数やその件数が減少しました【県独自項目】

今回6年ぶりに暴力行為が減少した小学校において、暴力行為を5回以上繰り返す児童数が、令和元年度の199人から、令和2年度は148人と51人減少しました。併せて、5回以上繰り返す児童が起こした暴力行為の件数は2,015件から1,336件へと679件減少しました。

このことは、暴力行為を繰り返す児童・生徒への次のような指導・支援の成果と捉えることができます。

- ① 全教職員が「暴力行為は絶対に許されない行為」との認識を共有し毅然と指導
- ② 児童・生徒がその行為にいたるまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で表現できるよう支援
- ③ 暴力を受けた側の気持ちを思いやり、同じ状況でどう行動するかを想定してもらう指導

また、暴力行為に対する指導場面では、教員が一方的、高圧的ではなく、双方向の対話的な指導を心がけることや、行動の変化が見られた場合には、それを見逃さず認めることが重要です。さらに、暴力行為に至る前の指導・支援としては、下のコラムを参照してください。



なお、暴力行為の背景にある心理的な課題や生活環境の課題等に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関と連携し、必要な指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要です。さらに、家庭・地域等の理解を得て、PTA活動や民生・児童委員、青少年指導員等と連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守る取組を推進することが大切です。

◇**暴力をしない子ども**の共通点は、心に豊かな人間性、現実性、適応性を身に付けていることです。

◇これらを育むために、従来の児童・生徒指導上の対話を大切にしながら、次のようなフレーズを付け加えることを心がけてみましょう。その時、児童・生徒に素直に聞き入れられなかったとしても、何も問題はありません。このようなフレーズを丁寧に且つ繰り返し聞いてもらうことが大切です。

人間性が育つように

「人に信頼される人間になろうよ。〇〇くんが、『人に信頼される人間になる』と思うと、そうなるよ。」

現実性が育つように

「嫌なことでもやってみることができる人になろう。〇〇くんが、『嫌でもやってみる』と思えば、できるよ。」

適応性が育つように

「誰とも、仲良く（平和に）する人になろうよ。〇〇さんが、『誰とも仲良くしよう』と思ったら、やれるよ。」



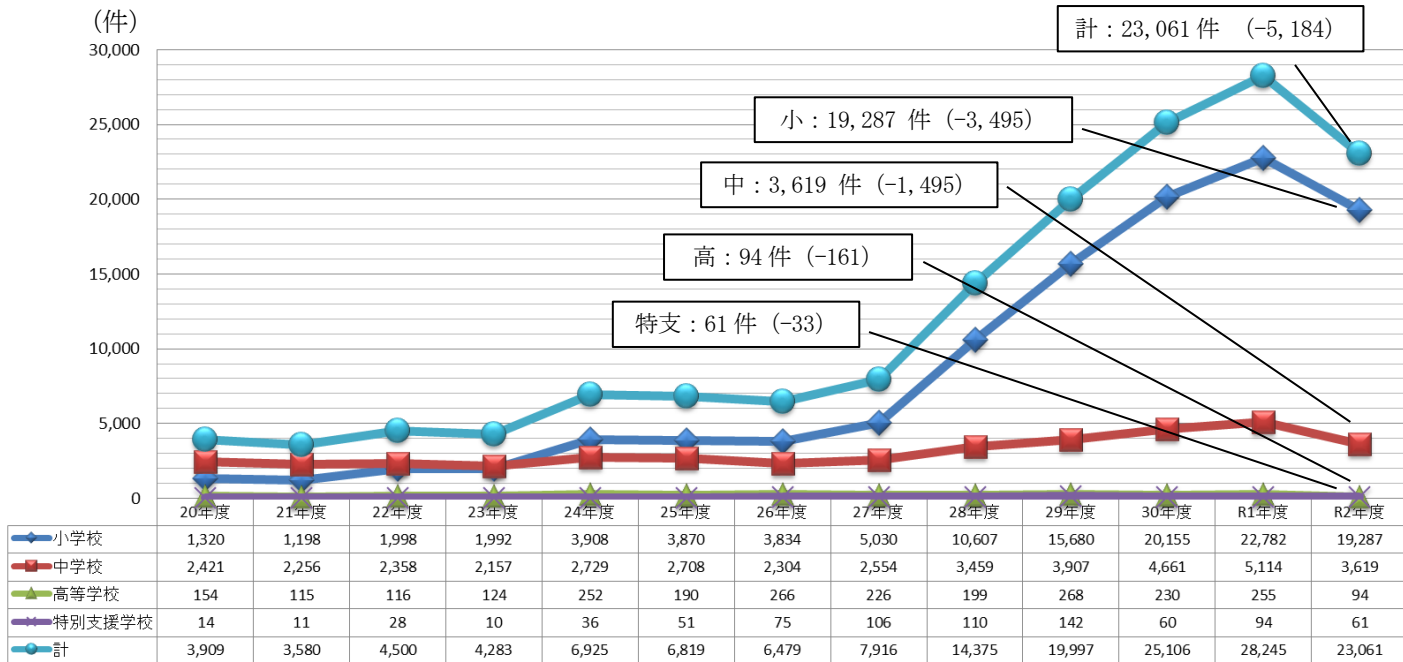
神奈川県スクールカウンセラー等配置活用事業スーパーバイザー

大草 正信 監修

(令和3年度 中学校生徒指導担当教員連絡協議会資料より)

いじめの認知件数は、全ての学校種で減少しました

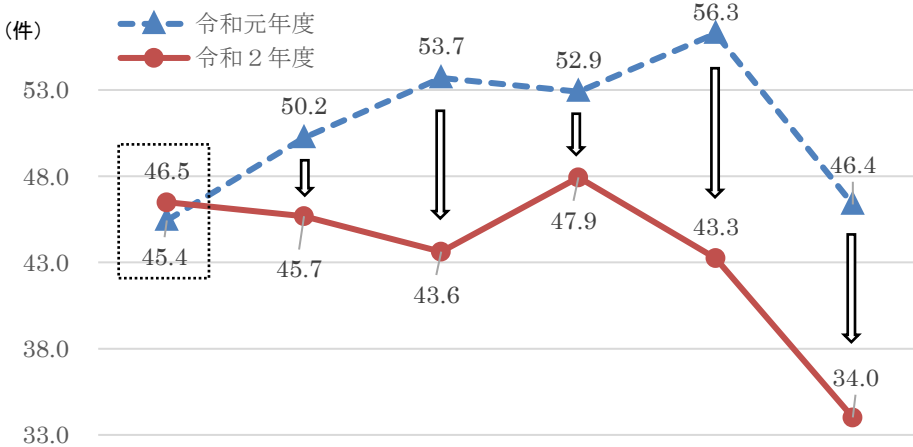
いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



令和2年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より5,184件減少し、23,061件でした。小・中学校では、平成27年度以降、毎年度認知件数が増加してきましたが、今回、6年ぶりに減少しました。

小学校第1学年では、認知件数が増加しました

各学年1,000人あたりのいじめの認知件数（小学校）



小学校におけるいじめの認知件数の減少は、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について指導し、未然防止の取組が進んできた成果だと考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響も考えられます。

その中で、小学校第1学年のいじめの認知件数が増加していることについて、各小学校では入学に際して、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要があります。

文部科学省「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について」（令和3年9月21日）より抜粋
いじめの早期発見・認知にあたっては、（中略）早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したりすることなく、組織的な対応を行うことが求められます。

いじめの解消に向けた継続的・組織的な取組が定着しています【県独自項目】

令和2年度末時点でのいじめの解消率70.5%が、令和3年7月20日（夏季休業前）時点で92.1%と向上しました。学校では、認知したいじめを全て解消することをめざし、年度を越えて情報を引き継ぐなどしながら、継続的・組織的に粘り強く取り組んでいます。

いじめの解消率（小・中・高・特支）

【令和元年度】

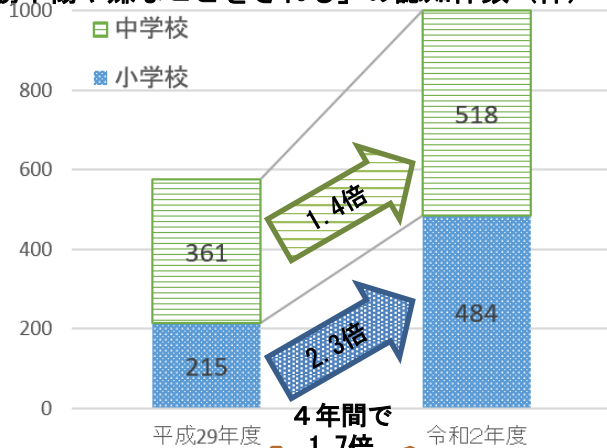


【令和2年度】



ICT機器の取扱いについて、一層丁寧な指導が必要です

いじめの形態の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（件）



現在、小・中学校の児童・生徒も日常的にスマートフォン等を活用する機会が増えてきています。そのような中、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数が、平成29年度から令和2年度にかけて、小学校は2.3倍、中学校は1.4倍、小・中学校合計では1.7倍となっています。

スマートフォンの急速な普及に伴い、小・中学校段階から、SNS等を介したいじめが増加しています。GIGAスクール構想による一人一台端末の整備が進んだことを契機に、学校は情報モラルやICT機器を適切に使うスキル等の指導について、より一層充実させていく必要があります。

神奈川県教育委員会「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」（平成30年6月）p.141

児童・生徒が情報モラルの大半が日常モラルであることを理解し、さらに情報技術の基本的な特性を理解することで、問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身につけることができると考えます。

情報モラル＝日常モラル ＋ 情報技術の特性の理解

いじめを見逃さず認知する取組が、小・中学校において定着しています

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法に基づくいじめの問題への対応が進んでいく中で、いじめを認知した学校の割合は増加しています。

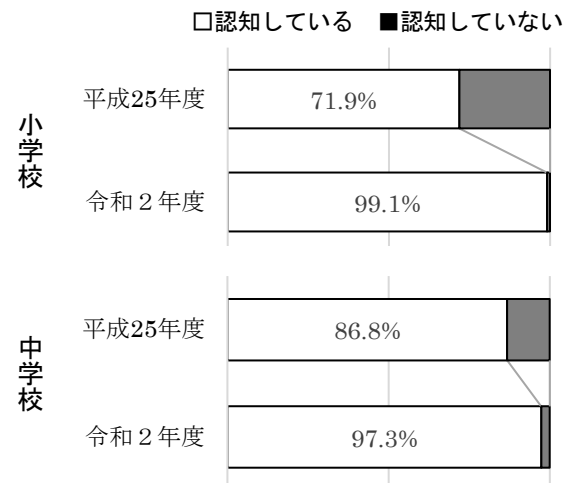
また、令和2年度調査の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」のうち、

- ・ いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った
- ・ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した

の3項目で、小・中学校ともに実施率が100%となり、学校での組織的な取組が進んでいると考えられます。（資料2 11ページ参照）

今後も引き続き、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの早期発見及び迅速な初期対応をはじめとした、組織的な取組を推進していくことが重要です。

学校総数に対する、いじめを認知している学校の割合の推移

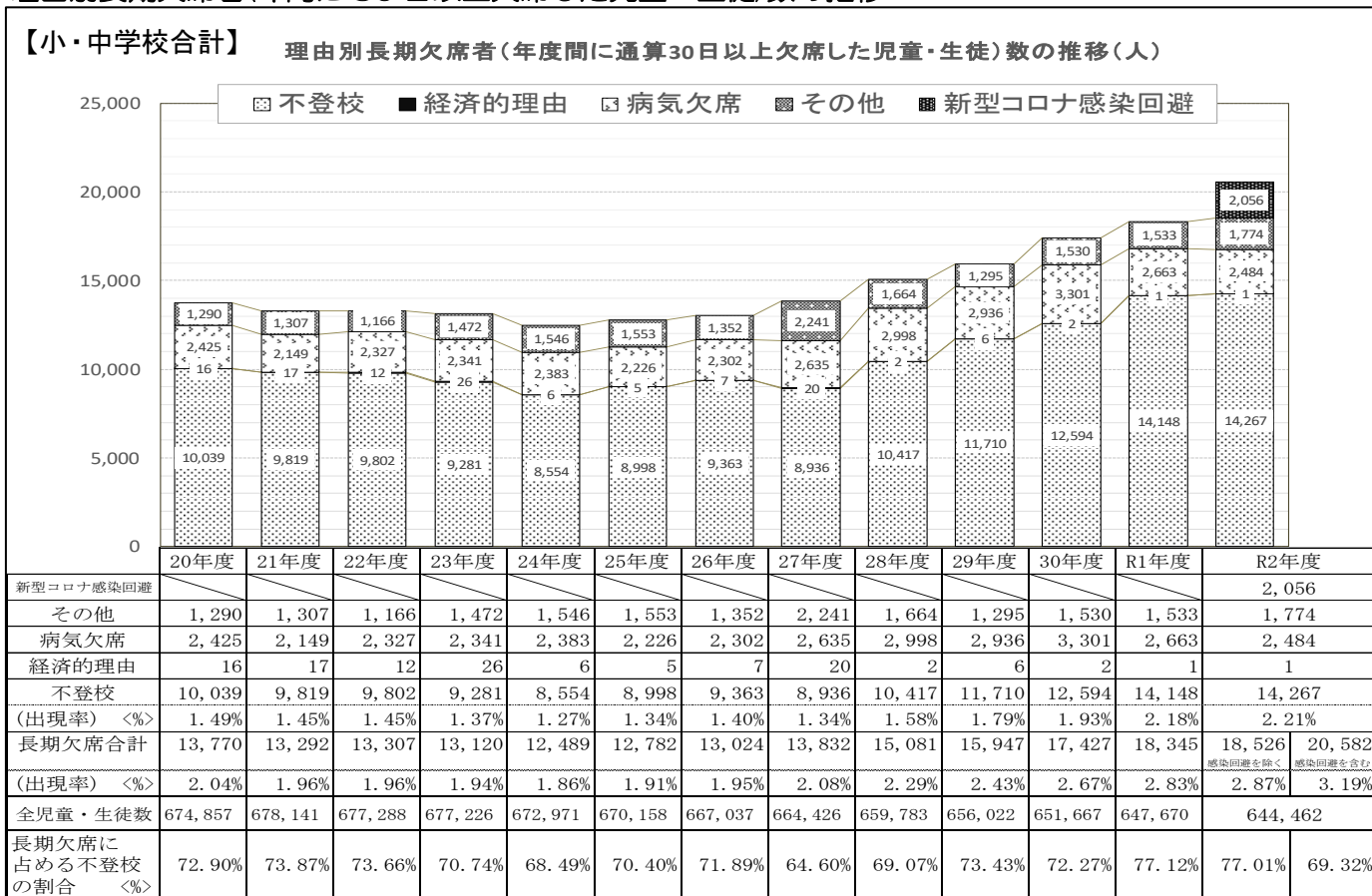


Ⅲ 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

*長期欠席、不登校の定義等は
11 ページに記載しています。

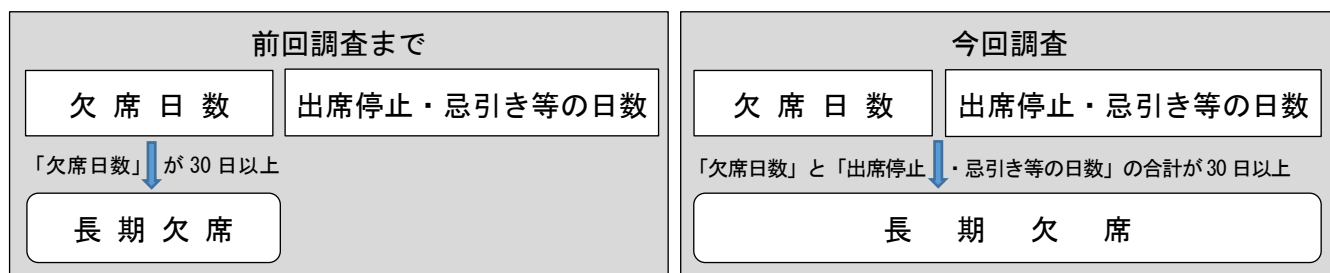
長期欠席者と不登校児童・生徒数は、小・中学校で増加しています

理由別長期欠席者(年間に30日以上欠席した児童・生徒)数の推移



新型コロナウイルスの感染回避を含めた、公立小・中学校における長期欠席者数は、20,582人でした。新型コロナウイルスの感染回避を除いた長期欠席者については、18,526人で、前年度より181人増加しました。うち不登校の児童・生徒数は14,267人で、119人増加しました。

今回の調査では長期欠席の定義が変更され、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」のみでなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上であることを長期欠席としています。



さらに欠席理由の区分として「新型コロナウイルスの感染回避」欄を新たに設けています。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童・生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」ではなく「出席停止・忌引き等の日数」とすることが可能である旨を示していることから、「欠席日数」のみでは、長期にわたり登校していない児童・生徒の実態を正しく把握することができないとの考えから変更となったものです。

※なお本県では、感染が不安で登校しなかった日数について、指導要録上「出席停止」等の日数として記録し、欠席として扱っていません。

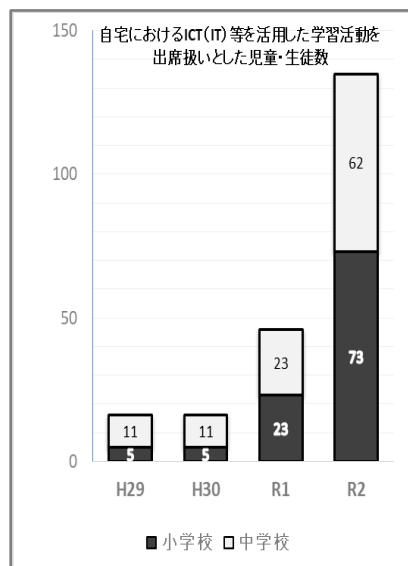
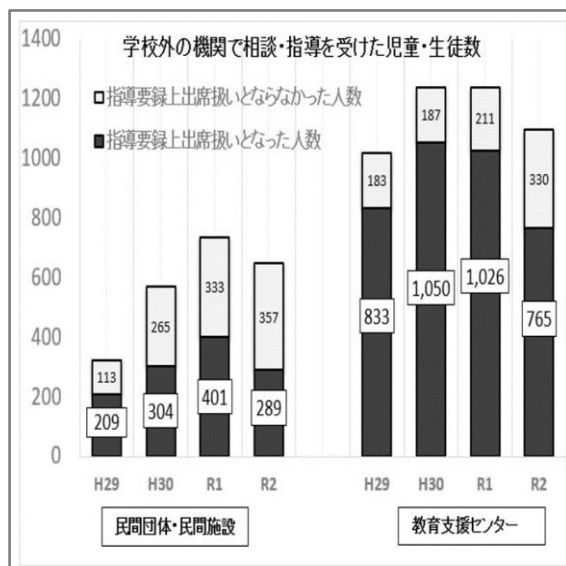
ICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒数が増加

教育支援センターや民間のフリースクール等の施設において、相談・指導を受けた不登校の児童・生徒数が減少しています。

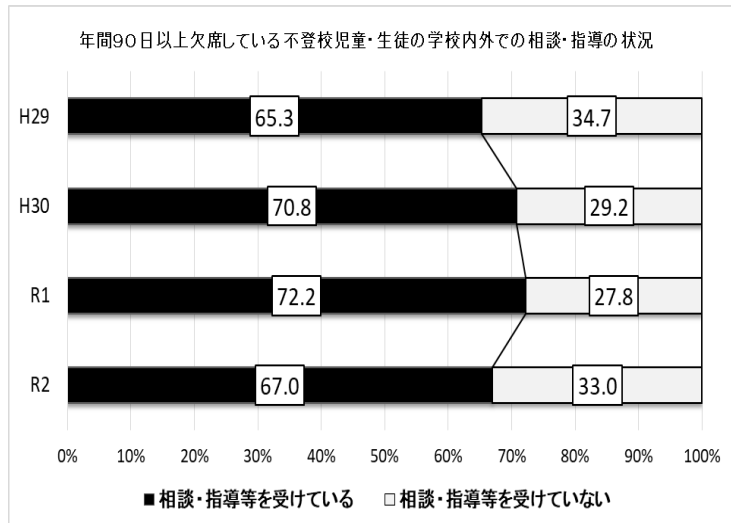
新型コロナウイルス感染症による影響があるとも考えられます。

今後も、学校と関係機関等が連絡を密にとり、不登校の児童・生徒の学校外での多様な学習活動を「出席扱い」とするなど、積極的に評価していくことが必要です。

また、ICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒数が増加しています。長期欠席の児童・生徒にとって、こうした多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自立に向けて重要な支援となります。



不登校の児童・生徒への「チーム支援」の取組が重要です



年間90日(年間授業日の半数程度)以上欠席している不登校の児童・生徒の約3割が、学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない状況です。

学校は、長期にわたって欠席している児童・生徒、保護者に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教育支援センターや児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関等と積極的に連携し、「チーム支援」の取組を充実させていくことが重要です。

不登校は問題行動か ～全ての教職員、社会全体で不登校への理解を深めましょう～

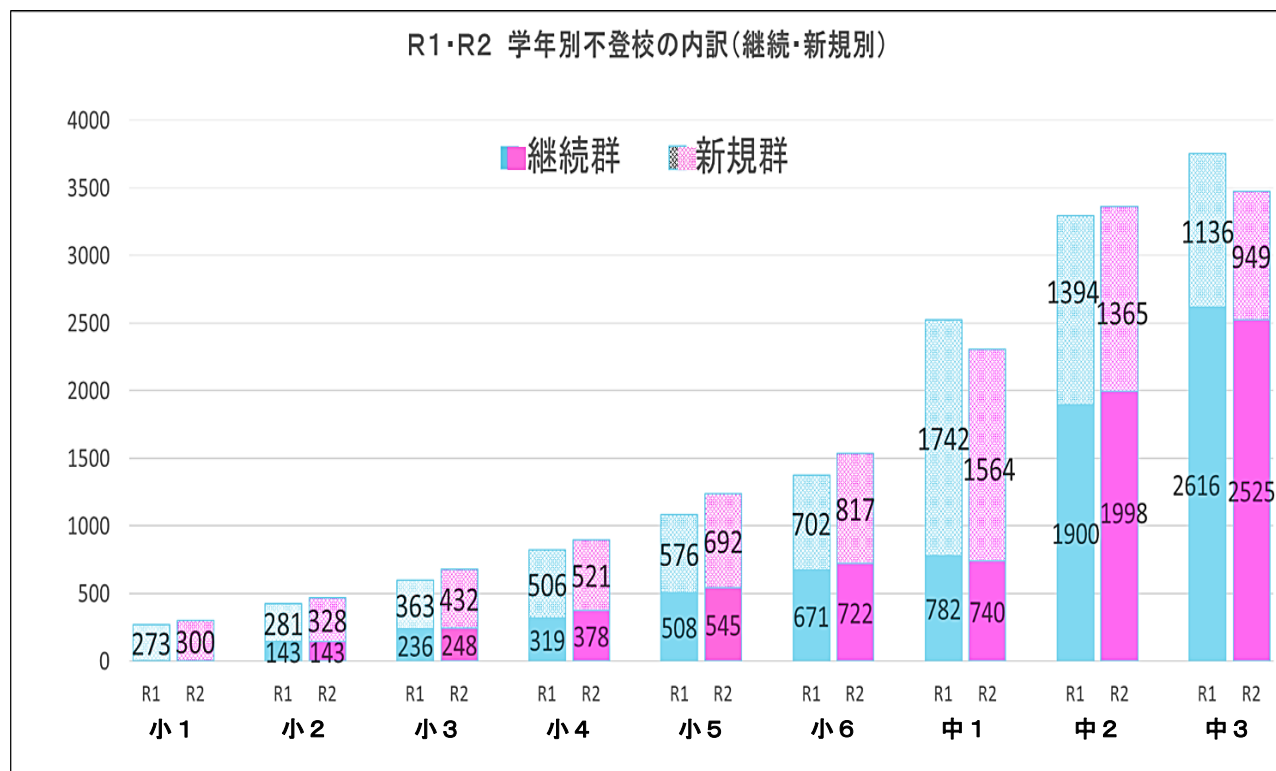
不登校は、

- 取り巻く環境によっては、**どの児童・生徒にも起こり得ること**
- 多様な要因・背景により、**結果として不登校状態**になっているということ
- その行為を「**問題行動**」として判断してはならないこと
- 「**不登校児童・生徒が悪い**」という**根強い偏見**を払拭すること

参考 神奈川県教育委員会

「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」平成31年3月

魅力ある学校づくりに取り組む必要があります



上のグラフは、令和元年度と令和2年度について、各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けて表したものです。

令和2年度は中学校において、不登校生徒が429人減少しました。グラフを見ると、中学校で新たに不登校になった生徒数は、全ての学年で減少しています。

また、小学校では、全学年において新たに不登校になった児童は増加し、中でも、5、6年生で、それぞれ100名以上増加しています。

不登校の未然防止につながる「魅力ある学校づくり」に向けては、すべての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、あらゆる場面で一人ひとりの活躍の場や役割をつくり、「わかる授業」を工夫したりするなど、「居場所づくり」に努めるとともに、豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行い、「絆づくり」を図るなど、児童・生徒にとって魅力のある学校づくりに取り組むことが必要です。

【 魅力ある学校づくり 】

- ①実態を把握する：自分たちの学校生活をどう捉えているか、児童・生徒の声を把握
- ②教職員全体でプランを立てる：児童・生徒の捉えを受け、取組をプランニング
- ③手立てを講じる：教職員主体の「居場所づくり」と児童・生徒中心の「絆づくり」の両輪の取組
- ④教職員全体で点検し見直す：児童・生徒にとって適切であったか、有効だったかを検証

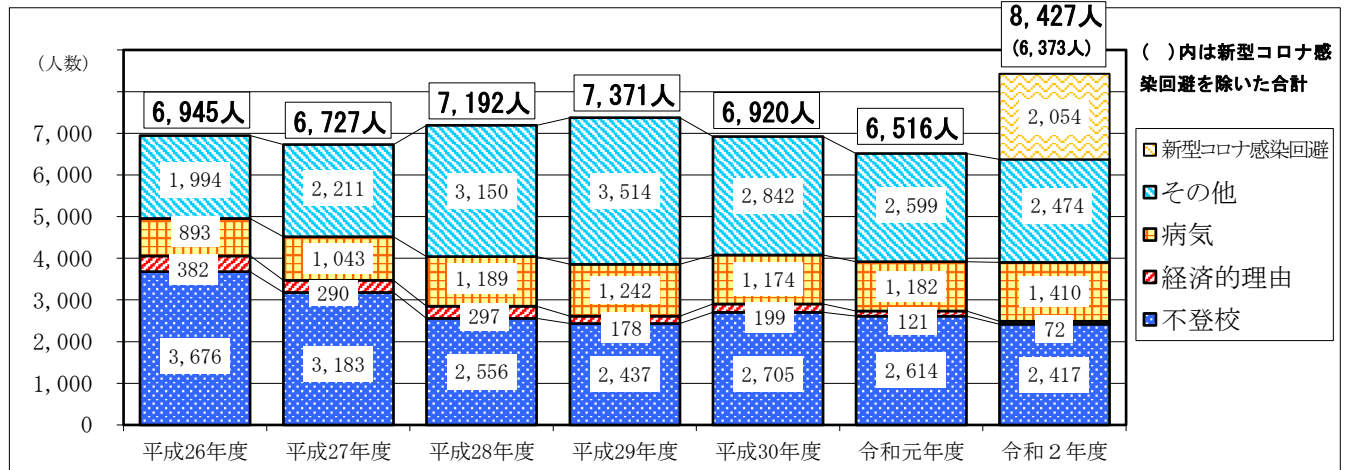
このサイクルを繰り返し、教職員と児童・生徒と一緒に学校生活を充実した魅力あるものにしていく取組

参考 文部科学省 魅力ある学校づくり調査研究事業 https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido_01.html

IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

不登校生徒数[全日制・定時制合計]は減少しました

公立高等学校における長期欠席者の推移【全日制・定時制合計】【人】



公立高等学校における、新型コロナウイルスの感染回避を含めた長期欠席者数は8,427人でしたが、新型コロナウイルスの感染回避を除いた長期欠席者数については、前年度より1,433人減少し、6,373人でした。うち不登校生徒数は、前年度より197人減少し、2,417人でした。

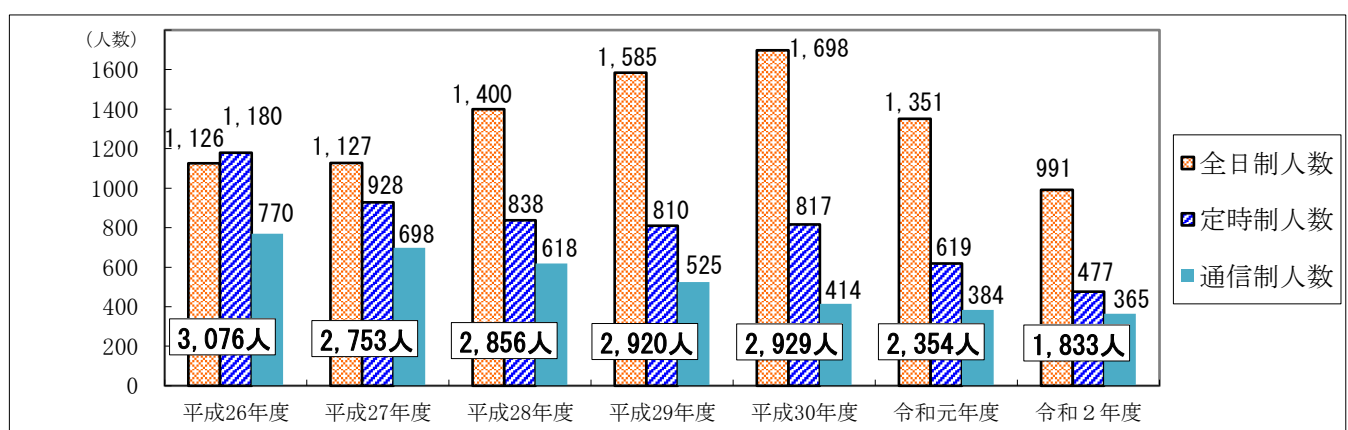
新型コロナウイルスの感染回避により、長期にわたり登校しなかった生徒は2,054人でした。こうした生徒にはオンライン学習の活用等により、学びの継続、保障に努めました。

引き続き、長期欠席者に対してはオンライン学習の活用等による学びの保障を推進していく必要があると考えています。

V 中途退学者について（公立高等学校）

全課程において、中途退学者数が減少しました

公立高等学校における中途退学者数の推移【全日制・定時制・通信制別】【人】



退学者率 (%)	年度						
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	全日制	0.88	0.87	1.07	1.21	1.31	1.05
定時制	12.72	10.72	10.34	10.61	11.69	9.89	8.31
通信制	14.61	14.35	14.39	13.68	11.17	10.64	9.81

公立高等学校全体における中途退学者数は、1,833人でした（全日制は360人減少、定時制は142人減少、通信制は19人減少）。中途退学者率についても、全課程で低下しました。

「進路変更」「学校生活・学業不適応」を理由に中途退学する生徒の減少が著しいことから、高等学校入学前の学校選択の段階から、各学校の教育内容や特色などの広報を行ったことや、入学後早い段階で生徒一人ひとりの状況を把握し、チームによる支援、指導を丁寧に行ったことにより、中途退学者の減少につながったと考えられます。

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

○「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸倉をつかんだ
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

○「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ 他人の私物を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめ防止対策推進法上の「いじめの重大事態」の定義は、P16に記載

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、1年間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選びます。

また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選びます。(※ここでいう、「『出席停止・忌引き等の日数』のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指します。)

○「病気」とは、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

○「経済的理由」とは、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けないと等理由で長期欠席したこと」です。

○「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く)」です。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない(できない)。

○「新型コロナウイルスの感染回避」とは、「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しないこと、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断したこと」です。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる場合。

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和2年度				令和元年度				令和2年度、元年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,113	732	4,845	18.9	3,985	1,199	5,184	20.2	128	▲ 467	▲ 339	▲ 1.3
川崎市	129	150	279	2.7	129	227	356	3.4	0	▲ 77	▲ 77	▲ 0.7
相模原市	329	106	435	8.5	596	185	781	15.1	▲ 267	▲ 79	▲ 346	▲ 6.6
横須賀市	309	104	413	15.6	596	162	758	27.9	▲ 287	▲ 58	▲ 345	▲ 12.3
湘南三浦	451	211	662	8.6	572	290	862	11.2	▲ 121	▲ 79	▲ 200	▲ 2.6
県央	421	202	623	9.7	623	551	1,174	18.2	▲ 202	▲ 349	▲ 551	▲ 8.5
中	205	99	304	7.3	251	290	541	12.8	▲ 46	▲ 191	▲ 237	▲ 5.5
県西	97	104	201	8.7	192	238	430	18.2	▲ 95	▲ 134	▲ 229	▲ 9.5
神奈川県	6,054	1,708	7,762	12.1	6,944	3,142	10,086	15.6	▲ 890	▲ 1,434	▲ 2,324	▲ 3.5

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和2年度				令和元年度				令和2年度、元年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,527	1,001	5,528	21.6	4,365	1,265	5,630	21.9	162	▲ 264	▲ 102	▲ 0.3
川崎市	3,688	260	3,948	38.0	4,027	349	4,376	42.3	▲ 339	▲ 89	▲ 428	▲ 4.3
相模原市	903	211	1,114	21.6	1,349	348	1,697	32.7	▲ 446	▲ 137	▲ 583	▲ 11.1
横須賀市	630	116	746	28.1	997	180	1,177	43.3	▲ 367	▲ 64	▲ 431	▲ 15.2
湘南三浦	1,679	374	2,053	26.8	1,561	519	2,080	27.1	118	▲ 145	▲ 27	▲ 0.3
県央	2,465	355	2,820	44.0	3,677	675	4,352	67.6	▲ 1,212	▲ 320	▲ 1,532	▲ 23.6
中	4,253	720	4,973	119.0	5,615	979	6,594	155.7	▲ 1,362	▲ 259	▲ 1,621	▲ 36.7
県西	1,142	582	1,724	74.6	1,191	798	1,989	84.1	▲ 49	▲ 216	▲ 265	▲ 9.5
神奈川県	19,287	3,619	22,906	35.6	22,782	5,113	27,895	43.1	▲ 3,495	▲ 1,494	▲ 4,989	▲ 7.5

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

※は1,000人あたりの人数

		令和2年度						令和元年度					令和2年度、元年度比較				
		長期欠席						長期欠席					長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルス感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他
横浜市	小	3,770	2,160	465	0	685	460	2,630	2,070	278	0	282	1,140	90	187	0	178
	中	4,065	3,527	250	0	200	88	4,156	3,782	281	0	93	▲ 91	▲ 255	▲ 31	0	▲ 5
	合計	7,835	5,687	715	0	885	548	6,786	5,852	559	0	375	1,049	▲ 165	156	0	173
	※	30.6	22.2					26.6	22.9				4.0	▲ 0.7			
川崎市	小	1,271	807	164	0	190	110	1,009	700	158	0	151	262	107	6	0	▲ 41
	中	1,689	1,370	169	0	119	31	1,616	1,389	187	0	40	73	▲ 19	▲ 18	0	▲ 9
	合計	2,960	2,177	333	0	309	141	2,625	2,089	345	0	191	335	88	▲ 12	0	▲ 50
	※	28.5	21.0					25.3	20.2				3.2	0.8			
相模原市	小	670	372	109	0	101	88	451	302	75	0	74	219	70	34	0	14
	中	965	868	60	0	22	15	913	825	74	0	14	52	43	▲ 14	0	1
	合計	1,635	1,240	169	0	123	103	1,364	1,127	149	0	88	271	113	20	0	15
	※	31.8	24.1					26.3	21.7				5.5	2.4			
横須賀市	小	467	261	86	0	48	72	409	228	82	0	99	58	33	4	0	▲ 27
	中	667	548	65	1	10	43	704	567	92	0	45	▲ 37	▲ 19	▲ 27	1	▲ 2
	合計	1,134	809	151	1	58	115	1,113	795	174	0	144	21	14	▲ 23	1	▲ 29
	※	42.7	30.5					41.0	29.3				1.7	1.2			
湘南三浦	小	1,002	602	119	0	122	159	950	441	210	0	299	52	161	▲ 91	0	▲ 140
	中	1,326	1,022	164	0	42	98	1,319	1,000	245	0	74	7	22	▲ 81	0	24
	合計	2,328	1,624	283	0	164	257	2,269	1,441	455	0	373	59	183	▲ 172	0	▲ 116
	※	30.4	21.2					29.5	18.7				0.9	2.5			
県央	小	1,118	465	171	0	194	288	851	430	255	0	166	267	35	▲ 84	0	122
	中	1,245	927	139	0	47	132	1,286	1,112	137	1	36	▲ 41	▲ 185	2	▲ 1	96
	合計	2,363	1,392	310	0	241	420	2,137	1,542	392	1	202	226	▲ 150	▲ 82	▲ 1	218
	※	36.8	21.7					33.2	23.9				3.6	▲ 2.2			
中	小	649	294	153	0	112	90	517	241	206	0	70	132	53	▲ 53	0	20
	中	855	533	203	0	85	34	741	530	196	0	15	114	3	7	0	19
	合計	1,504	827	356	0	197	124	1,258	771	402	0	85	246	56	▲ 46	0	39
	※	36.0	19.8					29.7	18.2				6.3	1.6			
県西	小	350	165	81	0	61	43	316	166	100	0	50	34	▲ 1	▲ 19	0	▲ 7
	中	432	324	72	0	13	23	430	324	82	0	24	2	0	▲ 10	0	▲ 1
	合計	782	489	153	0	74	66	746	490	182	0	74	36	▲ 1	▲ 29	0	▲ 8
	※	33.8	21.2					31.5	20.7				2.3	0.5			
神奈川県	小	9,297	5,126	1,348	0	1,513	1,310	7,133	4,578	1,364	0	1,191	2,164	548	▲ 16	0	119
	中	11,244	9,119	1,122	1	538	464	11,165	9,529	1,294	1	341	79	▲ 410	▲ 172	0	123
	合計	20,541	14,245	2,470	1	2,051	1,774	18,298	14,107	2,658	1	1,532	2,243	138	▲ 188	0	242
	※	31.9	22.1					28.4	21.9				3.5	0.2			

※「感染回避」は令和2年度に新たに設けられた理由項目であるが、前年度との比較においてこの「感染回避」を計に含めている。

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

Ⅶ 項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは「資料2」のP. 1～6）

ア 暴力行為の発生件数は 8,032件 と前年度より 減少 （前年度より 2,564件 減少）

イ 校種別内訳

小学校	6,054件	減少	(前年度より 890件 減少)
中学校	1,714件	減少	(前年度より 1,429件 減少)
高等学校	264件	減少	(前年度より 245件 減少)

ウ 形態別内訳

対教師暴力	1,008件	減少	(前年度より 248件 減少)
生徒間暴力	5,899件	減少	(前年度より 1,720件 減少)
対人暴力	54件	減少	(前年度より 31件 減少)
器物損壊	1,071件	減少	(前年度より 565件 減少)

エ 加害児童・生徒数（実人数）

小学校	4,799人	増加	(前年度より 228人 増加)
中学校	1,556人	減少	(前年度より 844人 減少)
高等学校	353人	減少	(前年度より 217人 減少)

オ 学年別加害児童・生徒数（実人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	755	847	794	786	895	722	760	478	318
(前年度比)	(+94)	(+82)	(-21)	(-100)	(-164)	(-286)	(-464)	(-500)	(-315)
学 年	高1	高2	高3・4	※ ただし、令和元年度は形態別の加害児童・生徒数を合計した延べ人数。令和2年度は実人数。					
人 数	168	98	87						
(前年度比)	(-149)	(-119)	(-19)						

カ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況【県独自項目】

○ 該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数（実人数）に占める割合）

小学校	148人 (3.1%)	減少	(前年度より 51人 減少)
中学校	9人 (0.6%)	減少	(前年度より 33人 減少)

○ 該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	1,336件 (22.1%)	減少	(前年度より 679件 減少)
中学校	132件 (7.7%)	減少	(前年度より 207件 減少)

(2) 調査結果の捉え

- 小・中・高、全ての学校種で暴力行為の発生件数が、前年度に比べて減少した。
- 暴力行為の発生件数の減少は、暴力行為の防止に向け、学校が継続して取り組んできた成果であるとともに、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響とも考えられる。
- 今回の調査から学年別の加害児童・生徒数の計上を、延べ人数から実人数に変更した。その中で、小学校を学年別に見ると、低学年(1・2年)の加害児童の数が増加している。小学校の低学年において、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要がある。
- 令和2年度の中学校での暴力行為の発生件数は、現行の定義による調査となった、平成9年度以降、最も少なくなった。
平成25年度以降の減少傾向については、暴力行為の防止に向け、学校が継続して取り組んできた成果であると考えられる。
また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響が暴力行為の減少につながっているとも考えられる。
- 暴力行為に対しては、引き続き全教職員が「暴力行為は絶対に許されない」との認識を共有し、問題を起こした児童・生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、その背景にある心理的な課題や生活環境の課題に対して、関係機関と連携して必要な指導・支援に、粘り強く取り組んでいくことが重要である。
- 今回6年ぶりに暴力行為が減少した小学校において、暴力行為を5回以上繰り返す児

童数が減少した。併せて、5回以上繰り返す児童が起こした暴力行為の件数も減少した。

暴力行為を繰り返す児童へ、全教職員による毅然とした指導、自らの言葉で表現できるよう支援、今後同じ状況でどう行動するかを想定してもらう等の指導・支援について、各校における取組の成果だと捉えることができる。

また、暴力行為に対する指導場面では、一方的、高圧的ではなく、双方向の対話的な指導を心がけることや、行動の変化が見られた場合には、それを見逃さず認めることが重要である。

- 暴力行為を行う児童・生徒の行為の背景にある心理的な課題や生活環境の課題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関との連携・協働し、必要な指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要である。さらに、家庭・地域等の理解を得て、地域ぐるみで子どもたちを見守る取組を推進することが大切である。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 7～13）

ア いじめの認知件数は **23,061件**（前年度より 5,184件 減少）

イ 校種別内訳

小学校	19,287件	減少	(前年度より 3,495件 減少)
中学校	3,619件	減少	(前年度より 1,495件 減少)
高等学校	94件	減少	(前年度より 161件 減少)
特別支援学校	61件	減少	(前年度より 33件 減少)

ウ いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した件数 (前年度)	40件 (40件)	44件 (44件)	4件 (9件)	2件 (0件)
警察に相談・通報した件数の割合 (前年度)	0.2% (0.2%)	1.2% (0.9%)	4.3% (3.5%)	3.3% (0.0%)

エ いじめの現在の状況<解消しているものの割合>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和3年3月31日現在の状況 (前年度)	70.5% (76.9%)	70.5% (78.1%)	73.4% (88.2%)	63.9% (77.7%)
令和3年7月20日現在の状況【県独自項目】 (前年度)	92.5% (94.6%)	90.1% (94.1%)	89.4% (89.4%)	68.9% (92.6%)

【参考】いじめの解消（いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事業も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

オ 学年別いじめの認知件数（小・中・高等学校）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件 数	3,330	3,337	3,191	3,601	3,244	2,584	1,841	1,171	607
(前年度比)	(+12)	(-326)	(-829)	(-360)	(-1017)	(-975)	(-607)	(-586)	(-302)
学 年	高1	高2	高3・4						
件 数	50	30	14						
(前年度比)	(-84)	(-48)	(-29)						

(特別支援学校)

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件 数	0	0	1	1	2	0	2	1	2
(前年度比)	(±0)	(±0)	(-1)	(±0)	(+2)	(±0)	(+1)	(-2)	(+2)
学 年	高1	高2	高3						
件 数	16	17	19						
(前年度比)	(-23)	(-19)	(+7)						

- カ いじめの態様（上位3項目）（小・中・高・特別支援学校）
- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 12,429件 (53.9%)
 - ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 4,560件 (19.8%)
 - ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる 2,519件 (10.9%)

- キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（上位3項目）（小・中・高・特別支援学校）
- ① いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った 1,446校 (96.6%)
 - ② スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った 1,417校 (94.7%)
 - ③ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した 1,384校 (92.5%)

- ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（上位3項目）小・中・高・特別支援学校
- ① アンケート調査の実施 1,481校 (98.9%)
 - ② 個別面談の実施 1,168校 (78.0%)
 - ③ 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常的に行われている日記等 563校 (37.6%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生状況

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数 (前年度)	7校 (11校)	5校 (12校)	0校 (1校)	0校 (0校)	12校 (24校)
重大事態発生件数 (前年度)	8件 (11件)	6件 (13件)	0件 (1件)	0件 (0件)	14件 (25件)
うち、第28条第1項第1号 (前年度)	2件 (4件)	1件 (3件)	0件 (1件)	0件 (0件)	3件 (8件)
うち、第28条第1項第2号 (前年度)	7件 (9件)	6件 (11件)	0件 (0件)	0件 (0件)	13件 (20件)

【参考】いじめの「重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)
県	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
市町村	32	97.0	1	3.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0

（「策定に向けて検討中」の1市町村については策定され、令和3年10月1日より施行）

（2）調査結果の捉え

- 小・中・高・特別支援学校、全ての学校種でいじめの認知件数が、前年度に比べて減少した。小・中学校では、平成27年度以降、毎年度認知件数が増加してきたが、今回、6年ぶりに減少した。
- いじめの認知件数の減少は、各学校において、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について指導し、未然防止の取組が進んできた成果だと考えられる。
また、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響も考えられる。
- 学年別に見ると、小学校第1学年のいじめの認知件数が増加している。各小学校では入学に際して、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要がある。

- 令和2年度末時点でのいじめの解消率70.5%が、令和3年7月20日（夏季休業前）時点で92.1%と向上した。学校では、認知したいじめを全て解消することをめざし、年度を越えて情報を引き継ぐなどしながら、継続的・組織的に粘り強く取り組んでいる。
- いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。GIGAスクール構想による一人一台端末の整備が進んだことを契機に、学校は情報モラルやICT機器を適切に使うスキル等の指導について、より一層充実させていく必要がある。
- 平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法に基づくいじめの問題への対応が進んでいく中で、いじめを認知した学校の割合は増加している。今後も引き続き、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの早期発見及び迅速な初期対応をはじめとした、組織的な取組を引き続き推進していくことが重要である。

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP.14~22）

ア 長期欠席児童・生徒数は新型コロナウイルスの感染回避を含めると **20,582人**
 （前年度より 2,237人 増加）、
 出現率は 3.19% （前年度より 0.36ポイント 上昇）、
 新型コロナウイルスの感染回避を除くと **18,526人**（前年度より181人増加）
 出現率は 2.87% （前年度より 0.04ポイント 上昇）

小学校	長期欠席児童数 (感染回避含む)	9,297人	(前年度より 2,164人 増加)
	出現率	2.09%	(前年度より 0.50ポイント 上昇)
	長期欠席児童数 (感染回避除く)	7,784人	(前年度より 651人 増加)
	出現率	1.75%	(前年度より 0.16ポイント 上昇)
中学校	長期欠席児童数 (感染回避含む)	11,285人	(前年度より 73人 増加)
	出現率	5.63%	(前年度より 0.01ポイント 上昇)
	長期欠席児童数 (感染回避除く)	10,742人	(前年度より 470人 減少)
	出現率	5.36%	(前年度より 0.26ポイント 下降)

イ 理由別長期欠席者

① 病気は **2,484人**（前年度より 179人 減少）、
 出現率は 0.39%（前年度より 0.02ポイント 下降）

小学校	児童数	1,348人	(前年度より 16人 減少)
	出現率	0.30%	(前年度より 増減なし)
中学校	生徒数	1,136人	(前年度より 163人 減少)
	出現率	0.57%	(前年度より 0.08ポイント 下降)

② 経済的理由は **1人**（前年度より 増減なし）、
 出現率は 0.00%（前年度より 増減なし）

小学校	児童数	0人	(前年度より 増減なし)
	出現率	0.00%	(前年度より 増減なし)
中学校	生徒数	1人	(前年度より 増減なし)
	出現率	0.00%	(前年度より 増減なし)

- ③ 不登校は **14,267人** (前年度より 119人 増加)、
出現率は 2.21% (前年度より 0.03ポイント 上昇)

小学校	児童数	5,126人	(前年度より 548人 増加)
	出現率	1.15%	(前年度より 0.13ポイント 上昇)
中学校	生徒数	9,141人	(前年度より 429人 減少)
	出現率	4.56%	(前年度より 0.24ポイント 下降)

- ④ その他は **1,774人** (前年度より 241人 増加)、
出現率は 0.28% (前年度より 0.04ポイント 上昇)

小学校	児童数	1,310人	(前年度より 119人 増加)
	出現率	0.30%	(前年度より 0.03ポイント 上昇)
中学校	生徒数	464人	(前年度より 122人 増加)
	出現率	0.23%	(前年度より 0.06ポイント 上昇)

- ⑤ 新型コロナウイルスの感染回避は **2,056人**
出現率は 0.32%

小学校	児童数	1,513人
	出現率	0.34%
中学校	生徒数	543人
	出現率	0.27%

- ウ 長期欠席に占める不登校の割合 (長期欠席数は新型コロナウイルスの感染回避を含む)

小学校	55.1%	(前年度より 9.1ポイント 下降)
中学校	81.0%	(前年度より 4.4ポイント 下降)
小・中合計	69.3%	(前年度より 7.8ポイント 下降)

- エ 学年別不登校児童・生徒数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数	300	471	680	899	1,237	1,539	2,304	3,363	3,474
(前年度比)	(+27)	(+47)	(+81)	(+74)	(+153)	(+166)	(-220)	(+69)	(-278)

- オ 欠席日数別不登校児童・生徒数 (不登校児童・生徒全体に占める割合)

年間30日～89日の欠席	6,255人 (43.8%)	前年度 6,100人 (43.1%)
年間90日以上	8,012人 (56.2%)	前年度 8,048人 (56.9%)
年間出席日数が10日以下	1,850人 (13.0%)	前年度 1,796人 (12.7%)
年間出席日数が0日	560人 (3.9%)	前年度 544人 (3.8%)

- カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

- ① 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	32.9%	(前年度より 5.6ポイント 上昇)
中学校	29.0%	(前年度より 4.1ポイント 上昇)

- ② 指導中の児童・生徒

小学校	67.1%	(前年度より 5.6ポイント 下降)
中学校	71.0%	(前年度より 4.1ポイント 下降)

- キ 相談・指導を受けた学校外の機関

小学校 (上位3項目) (不登校児童総数に占める割合)

- ① 病院、診療所 825人 (16.1%)
② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 710人 (13.9%)
③ 児童相談所、福祉事務所 578人 (11.3%)

中学校 (上位3項目) (不登校生徒総数に占める割合)

- ① 病院、診療所 1,033人 (11.3%)
② 教育支援センター(適応指導教室) 750人 (8.2%)
③ 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 729人 (8.0%)

- ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び不登校児童・生徒数に占める割合

小学校	2,393人 (前年度より 225人 増加)	46.7%	(前年度より 0.7ポイント 下降)
中学校	3,269人 (前年度より 225人 減少)	35.8%	(前年度より 0.7ポイント 下降)
小・中合計	5,662人 (前年度より 増減なし)	39.7%	(前年度より 0.3ポイント 下降)

(2) 調査結果の捉え

- 新型コロナウイルスの感染回避が加わり、長期欠席者数が増加した。また、新型コロナウイルスの感染回避を除いた長期欠席者数及び不登校の児童・生徒数も増加した。
- 「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、学校が不登校は環境によって誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援を行うようになったことが増加の一因と考えられる。
また、新たな不登校を未然に防ぐことができていない要因として、児童・生徒全体に見られるコミュニケーションスキルの不足等の課題に対し、学校による豊かな人間関係づくり等の取組が十分とはいえないということが考えられる。
- 教育支援センターや、民間のフリースクール等の施設において、相談・指導を受けた不登校の児童・生徒数が減少している。これは、新型コロナ感染症による影響があるとも考えられる。
今後も学校と関係機関等が連絡を密にとり、不登校の児童・生徒の学校外での多様な学習活動を「出席扱い」とするなど、積極的に評価していくことが必要である。
- ICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒数が増加している。不登校の児童・生徒にとって、こうした多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自立に向けて重要な支援となる。
- 年間90日(年間授業日の半数程度)以上欠席している不登校の児童・生徒のうち、約3割が、学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない状況となっている。
学校は、長期にわたって欠席している児童・生徒、保護者の支援に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教育支援センターや児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関と積極的に連携し、「チーム支援」の取組を充実させていくことが重要である。
- 各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けると、前回調査に比べ、中学校の全学年で新たな不登校の生徒数が減少しており、小学校の全学年で新たな不登校の児童数が増加している。
不登校の未然防止につながる「魅力ある学校づくり」に向けては、すべての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、あらゆる場面で一人ひとりの活躍の場や役割をつくり、「わかる授業」を工夫したりするなど、「居場所づくり」に努めるとともに、豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行い、「絆づくり」を図るなど、児童・生徒にとって魅力のある学校づくりに取り組むことが必要である。

4 長期欠席・不登校生徒の状況(公立高等学校)

(1) 調査結果の概要(詳細データは資料2のP.23~30)

ア 長期欠席生徒数は**8,427人**(前年度より1,911人増加)

出現率は6.43%(前年度より1.59ポイント上昇)

感染回避を除いた長期欠席者数は**6,373人**(前年度より143人減少)

感染回避を除いた出現率は4.86%(前年度より0.02ポイント上昇)

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数 (感染回避含む)	6,589人	(前年度より2,062人増加)
	出現率	5.26%	(前年度より1.73ポイント上昇)
	長期欠席生徒数 (感染回避除く)	4,654人	(前年度より127人増加)
	出現率	3.71%	(前年度より0.18ポイント上昇)
定時制	長期欠席生徒数 (感染回避含む)	1,838人	(前年度より151人減少)
	出現率	32.03%	(前年度より0.24ポイント上昇)
	長期欠席生徒数 (感染回避除く)	1,719人	(前年度より270人減少)
	出現率	29.96%	(前年度より1.83ポイント下降)

- イのうち、不登校生徒数は**2,417人**（前年度より197人減少）
 全生徒数のうち不登校生徒数の割合（出現率）は1.84%（前年度より0.10ポイント下降）
 課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	1,653人（前年度より296人減少）
	出現率	1.32%（前年度より0.20ポイント下降）
定時制	不登校生徒数	764人（前年度より99人増加）
	出現率	13.31%（前年度より2.68ポイント上昇）

- ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等
 病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 362人 14.98%
 （前年度より40人増加 2.66ポイント上昇）
 養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 791人 32.73%
 （前年度より30人減少 1.32ポイント上昇）

（2）調査結果の捉え

- 新型コロナウイルス感染回避が加わり、長期欠席者の人数は大幅に増加となったが、新型コロナウイルス感染回避を除いた公立高等学校における長期欠席者数、及び不登校生徒数は減少となった。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、長期にわたり登校していない生徒が、2,054人いた。こうした生徒にはオンライン学習等の活用により、学びの継続・保障に努めた。引き続き、長期欠席に対しては同様の保障を推進していく必要があると考えている。
- 教育相談コーディネーターを中心として、校内の教育相談体制を充実させるとともに、拠点校に配置しているスクールカウンセラーを積極的に活用して、心理面のケアや、精神的な成長を促すための助言等に取り組んでいる。同様に、スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、必要に応じて外部機関と連携しながら、生徒の生活環境を整えるなどの支援を行っている。
- さらに不登校生徒の減少に向けて、各学校が、生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導の充実を図る。また、学習意欲や就学意欲を高める指導・支援も継続していく必要がある。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.31～33）

- ア 中途退学者数は**1,833人**（前年度より521人減少）

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	991人（前年度より360人減少）
	中途退学率	0.79%（前年度より0.26ポイント下降）
定時制	中途退学者数	477人（前年度より142人減少）
	中途退学率	8.31%（前年度より1.58ポイント下降）
通信制	中途退学者数	365人（前年度より19人減少）
	中途退学率	9.81%（前年度より0.83ポイント下降）

- イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	427人・43.1%（前年度 562人・41.6%）
	学校生活・学業不適合	384人・38.7%（前年度 509人・37.7%）
	学業不振	82人・8.3%（前年度 101人・7.5%）
定時制	進路変更	218人・45.7%（前年度 256人・41.4%）
	学校生活・学業不適合	133人・27.9%（前年度 193人・31.2%）
	その他の理由	54人・11.3%（前年度 91人・14.7%）
通信制	その他の理由	303人・83.0%（前年度 327人・85.2%）
	進路変更	42人・11.5%（前年度 37人・9.6%）
	学校生活・学業不適合	9人・2.5%（前年度 12人・3.1%）

- ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度0人）

(2) 調査結果の捉え

- 公立高等学校全体における中途退学者数は1,833人で、この20年で最も少ない人数となった。また中途退学率についても全課程で低下した。
- 中途退学の防止に向けて、高等学校入学前の学校選択段階でのミスマッチをなくすことが重要であることから、各学校の教育内容や特色などについて理解を深めてもらうために学校説明会など様々な場面で広報をしている。
- 中途退学者の減少に向けて、全ての高等学校等で実施している組織的な授業改善の推進による確かな学力向上に向けた授業づくりを進め、生徒が学業に専念できる環境の改善に取り組んでいる。
- また、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、きめ細かな生徒指導・教育相談等のさらなる充実を図り、様々な課題のある生徒に対する支援を継続していく必要がある。
- 今後についても教育相談や学習指導をはじめとする、あらゆる学校生活の場面において、生徒一人ひとりに寄り添い、より丁寧な指導・支援を積み重ねていくことが重要である。

6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP.34）

小学生 0人、中学生 13人、高校生 14人、合計 27人

（前年度 小 1人 中 9人 高 8人 計 18人）

(2) 調査結果の捉え

- 令和2年度、本県の公立学校において、27人の生徒の尊い命が失われたことを重く受け止め、自殺予防の取組をより一層推進していくことが必要である。
- 児童・生徒自身が、悩みに対処する方法を知り、自分のことで困ったときや、友だちのわずかな変化に気づいたときなどに、信頼できる大人や専門機関等に相談できるようにすることが重要である。
- 学校教育全体を通じ、「いのちの授業」を始めとする「いのちを大切にする教育」を推進するとともに、自殺予防に向けては、各学校において、児童・生徒の発達の段階等に応じて、次のような取組をより一層充実していくことが重要である。
 - ・児童・生徒の状況を把握するためのアンケートや個人面談の充実及び全教職員での確実な情報共有
 - ・教育相談コーディネーターを中心としたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働による教育相談体制の充実
 - ・校内の相談窓口をはじめ、「24時間子どもSOSダイヤル」「SNSいじめ相談@かながわ」等、相談窓口の周知徹底
 - ・各学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進
 - ・「自殺対策に関する出前講座」の活用など、教員研修の実施
 - ・児童相談所や保健所等の保健福祉機関や医療機関、県警少年相談・保護センター等の警察機関など、関係機関との連携

7 出席停止の状況（公立小・中学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは「資料2」のP.35）

小学生 0件、中学生 0件、合計 0件（前年度 小 0件 中 0件 計 0件）

（2）調査結果の捉え

- 令和2年度、県内の公立小・中学校における出席停止の該当はなかった。今後も日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等による密接な連携、協力のもと、早い段階から対応していくことが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは「資料2」のP.36～38）

県・市町村(含む政令指定都市)における教育相談機関は 47機関、教育相談員数 357人、1機関あたり 7.6人。教育相談件数は 45,676件。

（2）調査結果の捉え

- 新型コロナウイルス感染症にかかる児童・生徒の不安やストレス等への対応、また、問題行動や不登校等の防止に向けては、学校内の教育相談だけでなく、学校外における教育相談の重要性が高まっている。今後も、教育相談機関や施設について引き続き周知していくとともに、児童・生徒本人及び保護者等が相談しやすい場所となるよう、学校と教育相談機関等が連携した取組を充実させていくことが重要である。

Ⅷ 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県元気な学校ネットワークの推進 (H23~)

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

魅力ある学校づくり

■魅力ある学校づくり調査研究事業 (R元~)

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

■かながわ学びづくり推進地域研究委託事業 (H19~)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

■学級経営支援事業 (H27~)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図っている。特に3、4年生の学級経営に焦点をあて、必要な指導の在り方や方法等を検証する。併せて、人権や福祉等に関する効果的な指導事例を検討し、取組の成果を指導資料にまとめ全県に普及する。

■教育相談コーディネーターの養成・配置 (H16~)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

■スクールカウンセラーの活用 (H7~)

(R3) 中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置) 小学校：中学校に配置のSCが対応
高 校：全高等学校及び中等教育学校に92人のSCで対応。

また、平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置し、スクールカウンセラーの相談業務の支援等を行う。

■スクールソーシャルワーカーの活用 (H21~)

(R3) 小・中学校：4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)
高 校：30校を拠点として配置。全県立学校に対応。

関係機関との連携

■県学校・フリースクール等連携協議会 (H18~)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

■相談窓口の開設 (H6~)

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■SNSを活用したいじめ相談 (H30~)

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を実施。令和2年度から県内全ての中高生を対象に、通年(5月~3月)で実施している。

家庭・地域との協働

■「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェブ」(H23~)

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェブ地域フォーラム」を開催している。





■小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進 (H29~)

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。



「いのち」の授業の推進 (H24~)



「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。「いのちの授業」の中心テーマの一つに、「いじめを考える」を設定し、様々な実践事例を収集する。併せて、効果的な指導方法を検討し、指導資料にまとめ全県に普及する。

【参考】

児童・生徒指導全般に関する資料	
<p>「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」 神奈川県教育委員会 平成30年6月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosidou-handbook.html</p>	
<p>＜作成の趣旨＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校等の要因・背景は多様化・複雑化し、解決に向けては困難の度合いが増しています。また、教職員の世代交代が進む中、これまで積み重ねてきた児童・生徒指導の基本理念や方法を継承していくことが課題となっています。 ○ そこで、県教育委員会では、児童・生徒が現在抱えている課題への対応や、教職員で共有・継承していくべき効果的な指導方法等について整理をし、学校現場での事案対応や校内研修等で活用できる指導資料を作成することとしました。 <p>＜コンセプト＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、児童・生徒指導は日々の学校生活のどのような部分を担っているのか、その目的はどこにあるのか等、全ての教職員で共有・継承したい基本理念や具体的な手法、事例等を記載しました。 ○ 文部科学省の「学習指導要領」や「生徒指導提要」を基盤に、これまで県教育委員会が課題別に作成してきた各種指導資料等を盛り込み、「学級づくり」や「授業づくり」の基本から問題行動や不登校等の防止、対応まで網羅しました。 ○ 経験の浅い教職員が児童・生徒指導を正しく理解できるとともに、児童・生徒指導のベテランの教職員にも、改めて児童・生徒指導の基本や喫緊の課題への対応等について再認識してもらえる資料を目指しました。 	
<p>「自己肯定感を高めるための支援プログラム」 神奈川県教育委員会 平成29年5月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html</p>	
<p>「子どもが輝く学級経営につながる学級担任の指導ポイント」 神奈川県教育委員会 平成31年3月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/gakkyukeiei-point.html</p>	
<p>「支援を必要とする児童・生徒の教育のために（令和3年3月版）」 神奈川県立総合教育センター 令和3年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/r3shiensassi.pdf</p>	


<p>「インクルーシブな学校づくり Ver. 3.0」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%96%E3%81%AA%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8AVer.3.0.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校・高等学校〉教員の「思い」から始まる コミュニケーション能力育成のための実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成28年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h27/pdf/27005%E3%82%B3%E3%83%9F%E3%83%A5%E3%83%8B%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3.pdf</p>	
<p>「生徒の自己理解を促す共感的な対話」 神奈川県立総合教育センター 平成26年4月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/soudanSnavi/documents/jikorikai-leaf.pdf</p>	




<p>不登校に関する資料</p>	
<p>「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して ～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」 神奈川県教育委員会 平成31年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r303leaf.pdf</p>	
<p>「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて ～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」 神奈川県教育委員会 令和3年9月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10503/r309kaitei.pdf</p>	




<p>「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」 神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/hutoukoukentouhoukoku.pdf</p>	
<p>「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」 神奈川県立総合教育センター 平成24年5月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/futoukoubousi24/futoukoubousi24-01.pdf</p>	



<p>いじめに関する資料</p>	
<p>「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」 県教育委員会教育長・各市町村教育委員会教育長 平成29年2月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/863565.pdf</p>	
<p>「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」 神奈川県教育委員会 平成29年5月 改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/893321.pdf</p>	
<p>「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」 神奈川県教育委員会 平成25年7月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/609246.pdf</p>	
<p>「学校のいじめ初期対応のポイント」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579712.pdf</p>	
<p>「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579714.pdf</p>	




<p>「かながわ いのちの授業 指導資料」 神奈川県教育委員会 令和3年4月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11791/inochishidoushiryou.pdf</p>	
<p>「『傍観者』に焦点を当てたいじめ防止の取組」教員用指導リーフレット 神奈川県教育委員会 令和3年7月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12393/boukansya.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校〉『道徳教育の充実』を目指した 道徳科の授業づくり実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h28/pdf/%E9%81%93%E5%BE%B3%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E9%9B%86.pdf</p>	
<p>「〈中学校〉『いじめ対策に係る取組アンケート』調査結果報告」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h28/pdf/%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E3%83%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%EF%BC%89.pdf</p>	
<p>「いじめのない学校づくりのために ～小学校・中学校・高等学校・特別支援学校校種を越えたメッセージ～」 神奈川県立総合教育センター 平成26年5月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E3%81%AE%E3%81%AA%E3%81%84%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB.pdf</p>	

<p>関係機関との連携等に関する資料</p>	
<p>「スクールカウンセラー業務ガイドライン」 神奈川県教育委員会 平成28年3月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/845225.pdf</p>	

<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～ 神奈川県教育委員会 平成23年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain.pdf</p>	
<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～ 「関係機関との連携支援モデル」 神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain2.pdf</p>	
<p>「子どもの健全育成プログラム」 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部生活援護課 令和2年10月版</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html</p>	

<p>教育相談・学習支援等に関する資料</p>	
<p>「必携 かながわの学びづくり」 神奈川県教育委員会 平成28年6月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/manabi/hikkeikanagawa.html</p>	
<p>「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」 神奈川県教育委員会 令和2年7月改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2_kaitei.pdf</p>	
<p>「実感につなげよう！今、求められる授業改善Ver2」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/01008%E5%AE%9F%E6%84%9F%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%AA%E3%81%92%E3%82%88%E3%81%86%EF%BC%81%E4%BB%8A%E3%80%81%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E6%94%B9%E5%96%84Ver2.pdf</p>	

<p>「教育のユニバーサルデザイン～小中一貫教育（小中連携）の視点から～」 神奈川県立総合教育センター 令和30年 3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/ %E5%B0%8F%E4%B8%AD%E4%B8%80%E8%B2%AB.pdf</p>	
<p>「カリキュラム・マネジメントで改善・充実の好循環へ チーム学校が、パワーになる！」 神奈川県立総合教育センター 令和29年 7月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/ %E3%82%AB%E3%83%AA%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%A9%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88.pdf</p>	

<p>自殺等に関する資料</p>	
<p>「中高生の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」 神奈川県教育委員会 平成23年 3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/</p>	
<p>「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 文部科学省 平成22年 3月</p>	
<p>http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/14 08018_001.pdf</p>	
<p>「<小学校>自らのいのちを守るために ～援助希求的態度の育成／危険予測・回避能力の育成～（令和元年度版）」 神奈川県立総合教育センター 令和 2年 3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.jp/kankoubutu/r01/pdf/ 01007%E3%81%84%E3%81%AE%E3%81%A1%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8B.pdf</p>	

体罰防止に関する資料

「体罰防止ガイドライン」

神奈川県教育委員会 平成25年7月



<http://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/201307.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策に関する資料

「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための

手引き（幼稚園、小・中学校等）」

神奈川県教育委員会 令和3年4月



http://www.pref.kanagawa.jp/documents/74955/corona_tebiki.pdf

「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(小・中学校)」

神奈川県教育委員会 令和2年5月



<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62690/bessi3.pdf>